

法34条1号（日常生活に必要な物品等の販売店等）開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条1号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所			申請地	
	氏名				
予定建築物の用途					
技術基準の適用		自己業務用		手数料	円
農転調整	有・無	4条・5条	月可	代理人	TEL
			月保留		

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。3欄は全ての用途記入。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に（ ）で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
5		└ 付表1※ ¹	
6		└ 付表2※ ¹	
7		└ 付表3※ ¹	
8		法32条同意書	
9		法32条協議書	
10		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	▲許可時（権利者数及び面積共に）2/3以上の同意があればよい。ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第3章18参照）
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
15		水利権者の同意書（関連他法令許可等一覧表）	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記載又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
16		他法令許可書等の写し（関連他法令許可等一覧表）	
17		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
18		店舗等分布現況図	●縮尺1/2,500の地図に記入
19		予定建築物の各階平面図	●縮尺1/100程度
20		予定建築物の立面図	●2方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
21		営業計画書【（参考様式）】	●営業概要、資格証明、資金、取引計画
22		関係法令の許可書の写し	▲営業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る証明等は営業計画書に記載すれば添付不要

◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
23		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
24		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上
25		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
26		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※ ²
27		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上

28	造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
29	造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
30	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
31	↳排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。*2
32	↳排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。*2
33	↳流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上*2
34	↳流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上*2
35	給水施設・消防水利計画図【省令16条】*1	●縮尺1/500以上
36	がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
37	擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
38	↳構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。*2
39	公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
40	樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。*2
41	表土保全等の断面図	▲同上*2
42	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書) ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要

◆別記(立地基準適合の審査)→法34条1号に適合することの審査事項

※番号1~3のすべてに該当すること。(線引き：昭和・平成 年 月 日)

番号	適否	審査事項
1		申請地の位置等は、次の(ア)~(イ)のすべてに該当すること。
- (ア)		市街化調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接地であること。
- (イ)		周辺の世帯数と同業種店舗等を勘案して適切な位置であること。(次のa・bのすべてに該当すること。)
a		別表(手引第4章1「別表」)の業種に応じて、支持世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。
b		支持世帯数とは、申請地を中心とした半径500mの円内(円A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様の円を描き、重なる部分の世帯数は重なる円の数で除した世帯とする。また、円A内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、その端の世帯から円A外(同業種の円内を含まず)におおむね50m間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。(なお、市街化区域内の世帯数は含められないものとする。)
- (ウ)		当該開発区域に接する前面道路は、袋路状でないこと。
- (エ)		当該開発区域は(ウ)の前面道路に10m以上接していること。
2		建築物の規模等の基準は、次の(ア)~(イ)のすべてに該当すること。
- (ア)		開発区域の面積は、次のa・bのいずれかに該当すること。(ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、この限りでない。)なお、開発区域のとらえ方として、建築物と不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるものとする。
a		(一般飲食店、自動車一般整備業、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド) … 1,000㎡以下
b		(その他) … 500㎡以下
- (イ)		店舗等の業種と延べ面積等は、次のa・bのすべてに該当すること。
a		【店舗等の業種】 … 原則として別表(手引第4章1「別表」)に該当すること。
b		【延べ面積等】 … おおむね150㎡以下で原則として平屋建とする。その一部に管理部分を設ける場合は30㎡以下とする。なお、店舗又は作業場の最小面積は、療術業・接骨院、理容業及び美容業では30㎡以上、その他の店舗は50㎡以上とする。
- (ウ)		店舗等に住宅は併設できないものとする。(ただし、他の許可基準に適合し、住宅を建築できる要件を備えている者は、この限りでない。)
3		他法令の許可等を要する業種については、その規定に適合していること。

特 記 事 項	<input type="checkbox"/> 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受 付 許 可	前・太 土木事務所
				令和 年 月 日 第 号
				令和 年 月 日
				許可番号 第 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。